



第 号

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名 称 殿

平成 年 月 日

税務署長 印

一時的道路用地等としての貸付に
関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用）

平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の4 第18項
第70条の6 第22項
の規定に基づく承認申請を 承認
却下 いたします。

この通知に係る処分理由

（注） 1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を
納税地の所轄税務署長に提出してください。

2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に
地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当
該農地等を申請者の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した
日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 12-83-4-A 4 統一）

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

一時的道路用地等としての貸付けに係る
地上権等が消滅した旨の届出書

整理簿

税務署 受付印		平成 年 月 日						
税務署長		〒 届出者 住所						
		氏名 印 (電話番号 -)						
租税特別措置法 第70条の4第18項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に 第70条の6第22項 基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 により平成 年 月 日に地上権等が消滅した 第40条の6第44項 第40条の7第50項 の規定により届け出ます。								
1 贈与 又は 相続又は遺贈 により特例農地等を取付した年月日		昭和・平成 年 月 日						
2 贈与者 又は 被相続人 の住所・氏名		住 所	氏 名					
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項								
(1) 貸付先 (事業施行者) の名称等		住 所	名 称					
(2) 貸付期間		貸付けを行った日 平成 年 月 日 貸 付 期 限 平成 年 月 日						
(3) 一時的道路用地等に係る 事業等に関する事項		事 業 名						
		使 用 目 的						
4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細 (この届出書の提出日現在)								
(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等		(2) (1) のうち貸付け終了後の土地利用状況等						
番 号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積	地上権等の 登記の有無	自己等の 農業の用に 供した日 (予定日)	自己等の農 業の用に供 した(供す る)面積	現在(今後)の 利 用 状 況
1				() ㎡	有・無	年 月 日	㎡	
2				() ㎡	有・無			
3				() ㎡	有・無			
4				() ㎡	有・無			
5				() ㎡	有・無			
6				() ㎡	有・無			
7				() ㎡	有・無			
8				() ㎡	有・無			
9				() ㎡	有・無			
10				() ㎡	有・無			
合 計			() ㎡				㎡	
(3) (2)の土地について ① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したことが及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること (又は遅滞なく耕作する見込みであること)を証する農業委員会の書類 ② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類 その他の添付書類については別添のとおりです。								

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-85-A4統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第50項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第44項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 4 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (6) 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。
 - (7) 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。
- 5 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類
 - (2) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
 - (3) 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限り）
 - (4) 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農業生産法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

一時的道路用地等としての貸付けに
係る貸付期限の延長届出書

整理簿

税務署 受付印		平成 年 月 日	
税務署長		〒 届出者 住所	
		氏名 (電話番号) 印	
租税特別措置法 第70条の4第18項 の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き第40条の6第16項 同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の7第52項 の規定により届け出ます。			
1 贈与 相続又は遺贈	により特例農地等を取得した年月日		昭和・平成 年 月 日
2 贈与者 被相続人	住所	氏名	
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項			
(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所	名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	当初の貸付期限	平成 年 月 日	
	延長後の貸付期限	平成 年 月 日	
(3) 一時的道路用地等に係る 事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日			
延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成 年 月 日までに自己等の農業の用に供する予定です。			
5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細			
(1) 一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等			(2) (1)のうち 貸付期限を 延長する 特例農地 等の面積
番号	所在場所	地目 面積	地上権等の 登記の有無
1		() m ² m ²	有・無
2		() m ² m ²	有・無
3		() m ² m ²	有・無
4		() m ² m ²	有・無
5		() m ² m ²	有・無
6		() m ² m ²	有・無
7		() m ² m ²	有・無
8		() m ² m ²	有・無
9		() m ² m ²	有・無
10		() m ² m ²	有・無
		合 計	() m ² m ²
(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面 及び租税特別措置法施行規則 第23条の7第32項 第23条の8第27項 に規定する契約書等の写し (別添のとおり)			

関与税理士

印

電話番号

(資12-86-A4統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第52項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第46項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
 （注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。
- 3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。
- 4 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面
 - (2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

営農困難時貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

※
印は記入し
ないでくだ
さい。

税務署長

〒

届出者 住 所

氏 名 ⑤ 電 話

租税特別措置法 第70条の4 第22項
第70条の6 第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について
は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈 与 者 被 相 続 人	住 所	氏 名
届出者が 贈 与 者 から農地等を 贈 与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)	昭 和 年 月 日 平 成	

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成 年 月 日
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）	
(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。	
(2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。	
(3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。	
(4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。	
(5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害手帳に記載されました。（(4)に該当する場合を除きます。）	
(6) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。	

3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務 所）の所在地	氏 名 又 は 名 称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。）

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-110-1-A 4 統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 3 相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。
- 4 この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。

税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

- 6 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署におたずねください。

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 営農困難時貸付けに関する届出書の「2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) (1)を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (2) (2)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (3) (3)を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- (4) (4)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

- (5) (5)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

- (6) (6)を○で囲んだ人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- 2 営農困難時貸付けに関する届出書の「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(資 12-110-3-A4 統一)

(1) (1)を○で囲んだ人

イ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

ロ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

(イ) 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

(ロ) 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

届出に係る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(4) (4)を○で囲んだ人

イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類

ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）

ハ 次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類

（イ）届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

（ロ）上記（イ）に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等が2以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。）

- ① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

- ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住 所

氏 名

☎ 電話

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に 耕作の放棄 賃借権等の消滅 があり、同条 第23項 第28項 の新たな営農困難時貸付けを行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

※印は記入しないでください。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)		昭 和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 平 成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住 所(居 所) 又 は 本 店 (主たる事務 所)の所在地	氏 名 又 は 名 称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 至：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)(事情の詳細).....		
上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。		

3 新たな営農困難時貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住 所(居 所) 又 は 本 店 (主たる事務 所)の所在地	氏 名 又 は 名 称
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 至：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。		
上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)		
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け		
(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け		
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け		
(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け		

関与税理士

印

電話番号

(資 12-111-1-A 4 統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届 出 書 の 提 出 期 限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

**「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧**

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

- １ 障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (2) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (3) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- (4) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

- (5) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（(4)に該当する人を除きます。）

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

- (6) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を事故の農業の用に供することが困難となった人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

（資１２－１１１－３－Ａ４統一）

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「3 新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

イ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

ロ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

(イ) 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

(ロ) 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

届出に係る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(4) (4)を○で囲んだ人

イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類

ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**(届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類)

ハ 次に掲げる(イ)又は(ロ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類

(イ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。)

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

③ 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街

化区域を除きます。)

(ロ) 上記 (イ) に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類(営農困難時貸付けを行った農地等が2以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。)

① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

③ 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**